

美咲町立学校施設使用条例施行規則第3条に基づく登録団体の認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、美咲町立学校施設使用条例施行規則(以下「規則」という)第3条に定める登録団体の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 規則第3条第1項に該当する団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 社会教育、社会体育振興のための使用であること
- (2) 代表者が成人かつ美咲町内に在住・在勤又は在学する者。
- (3) 団体として10名以上の構成員がいること
- (4) 構成員の中に美咲町内在住・在勤者が5名以上いること
- (5) 使用時において、施設の破損等があった場合、賠償責任の能力を有すること
- (6) 営利活動、政治活動、宗教活動を目的としていない団体であること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗違反その他不相当と認める事由に該当しないこと

(登録認定期間)

第3条 年度の途中で規則第3条の登録を受けた場合の登録期間は、その認定の日から同日の属する年度の末日までとする。

附則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。